



## 令和5年度採用尼崎市会計年度任用職員募集案内

### ● 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法で定める一般職の非常勤職員です。任期は1年(4月1日～翌3月31日)以内(※1)と定められており、また、そのほか地方公務員法の規定(※2)が様々適用されます。

※1 翌年度以降も職が設定され、勤務成績が良好の場合に限り、選考のうえ、任期終了後に再び(続けて)任用される場合があります。

※2 服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等)や懲戒の規定などがあります。

### ● 会計年度任用職員の募集

本市では、会計年度任用職員の区分を、役割により「非常勤行政事務員」と「非常勤行政事務員」というものに分けており、このたび、下記のとおり募集を行います。

## 尼崎市会計年度任用職員(非常勤行政事務員)の募集

### ～結核対策業務に従事する職員～

保健所における結核対策業務を行う非常勤行政事務員を次のとおり募集します。

#### 1 応募受付期間

(1) 期間 随時(1件応募があれば、その後1週間を募集期間とします)

\*ただし土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時30分

(2) 備考 応募は郵送もしくは持参。

#### 2 応募条件

次の(1)～(4)の条件の全てを満たす方

(1) 保健師もしくは看護師の資格を有する者

(2) Wordでの文書作成やExcelの基本的な表作成、電子メールの送受信等の基本的なパソコン操作ができる方。

(3) 地方公務員法第16条各号の規定(欠格条項:下記参照)に該当しない方

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 尼崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 応募方法

応募受付期間内に、下記の書類(各1部)を感染症対策担当までご郵送もしくはご持参ください。

- (1) 尼崎市会計年度任用職員(非常勤行政事務員)採用試験申込書
- (2) 応募条件(1)の免許等を有することを証明する書類(写しで可)
- (3) 小論文

### 4 採用予定日

採用試験の原則翌月1日とする

### 5 採用予定人数

1名

### 6 勤務条件

- (1) 任期  
採用日～令和6年3月31日(勤務実績に応じて更新の場合あり)
- (2) 条件付採用期間  
採用日から1か月間(勤務日数が少ないときなどは1か月を超える場合あり)
- (3) 勤務場所  
尼崎市保健所(尼崎市七松町1丁目3番1-502号)、関係機関への進達、連絡等で庁舎以外でも業務を行うことがある。
- (4) 職務内容(保健師)
  - ア 保健所における健診、保健指導及び健康相談業務(結核・感染症等)
  - イ 上記受付、交付関係書類のシステム入力および事務処理
  - ウ 関係機関、医療機関、申請者等からの照会等電話対応、連絡調整等
  - エ その他所属長が必要と認める業務等職務内容(看護師)
  - ア 保健所における健診、健康相談業務(結核・感染症等)
  - イ 上記受付、交付関係書類のシステム入力および事務処理
  - ウ 関係機関、医療機関、申請者等からの照会等電話対応、連絡調整等
  - エ その他所属長が必要と認める業務等

(5) 勤務時間 ①②のいずれかとする

① 週 4 日間勤務

ア 始業時刻 午前9時00分

イ 終業時刻 午後5時30分

ウ 休憩時間 正午から午後1時まで

エ 勤務を要しない日等

(ア) 日曜日及び土曜日

(イ) 月曜日から金曜日までのうち1日

(ウ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(エ) 年末年始(12月29日～翌1月3日)

(オ) その他 公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日などに勤務させる場合あり

② 週 5 日間勤務

ア 始業時刻 午前9時00分

イ 終業時刻 午後4時00分

ウ 休憩時間 正午から午後1時まで

エ 勤務を要しない日等

(ア) 日曜日及び土曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(ウ) 年末年始(12月29日～翌1月3日)

(エ) その他 公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日などに勤務させる場合あり

(6) 休暇等

年次休暇(有給)、夏季休暇(有給)、育児休業(無給)等の制度あり

(7) 給与等

(保健師)

ア 報酬月額 175,560円～198,220円(令和5年度)

(看護師)

報酬月額 169,960円～185,180円(令和5年度)

※年齢や年度により額が異なる給付体系となっています。

イ 通勤代 自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道2km以上かつ交通機関又は交通用具の利用距離が片道1km以上の場合支給あり(限度額の範囲内)

ウ 期末手当 6月及び12月に支給(予定)

(8) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険適用あり

(9) 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償

労災保険

## 7 採用試験

- (1) 試験日時 応募があり次第、調整のうえ、決定します
- (2) 試験場所 尼崎市保健所 尼崎市七松町1丁目3番1-502号 フェスタ立花南館5階
- (3) 持参品 筆記用具
- (4) 試験内容 面接試験
- (5) 結果発表 面接から10日以内(予定)

## 8 留意事項

- (1) 受験に際しての提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。  
応募書類に記載の個人情報については、尼崎市個人情報保護条例により保護され、採用事務以外の目的で利用することはありません。
- (2) 応募条件で求めている免許・資格を取得見込みの場合で採用日までにその免許・資格を取得できないときや、応募書類の記載事項の虚偽その他の不正があることが判明したときは、判明した時点で応募又は合格判定を取り消します。また、採用後にそうした事実が判明した場合は、厳正な処分の対象となります。
- (3) 合格者には、指定の健診機関において健康診断を受診していただく予定です。

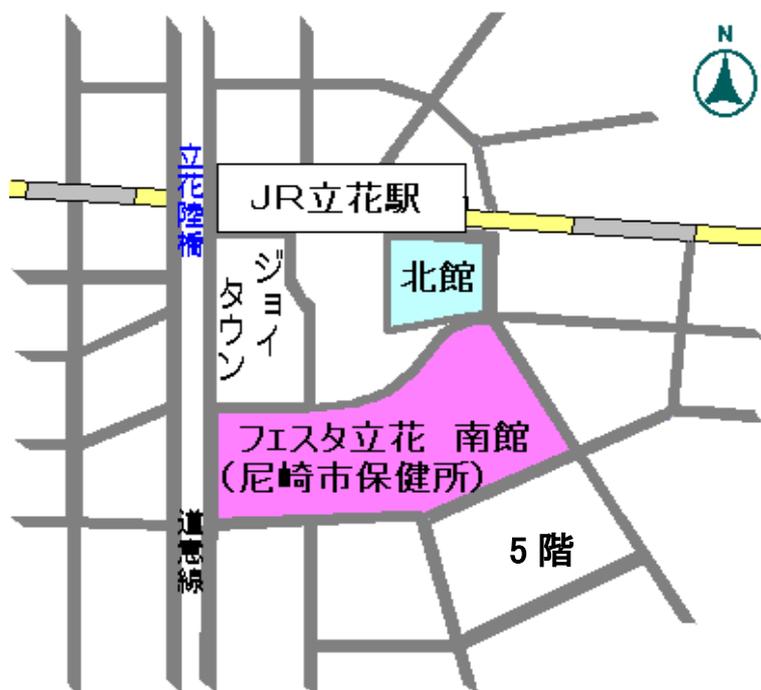
## 9 問い合わせ先(応募受付先)

尼崎市健康福祉局 保健部 感染症対策担当  
〒660-0052 尼崎市七松町1丁目3番1-502号 フェスタ立花南館5階  
電話：06-4869-3062、FAX：06-4869-3049

### 尼崎市ホームページアドレス

<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>

尼崎市保健所庁舎案内図(募集受付・試験・面接場所)



- JR 立花駅改札を出て南へすぐ フェスタ立花南館 5階(立花駅より連絡通路で直結)